

質疑No.	該当箇所	質問事項	回答
1	仕様書 9 (3) スケジュール	令和8年9月に予定されている「不要什器・物品の運搬・集積」について、対象となる不要什器及び物品はすでに決まっておりますでしょうか。決まっている場合は、対象物品及び数量、集積場所をご教示ください。	・仕様書内、令和8年9月実施予定としている、職員による不要物品等の運搬作業は順次実施しており、運搬が可能な物は第二庁舎敷地内（発掘作業所南側）に設置されているコンテナに集積し、運搬が困難な物品には「不用品」の張り紙をしております。対象物品は契約締結までの職員作業により変動する可能性があるため、数量等は不確定です。なお、職員による運搬が困難な不要物品等は廃棄物処分業者にて運搬・処分を行いますので、本業務の対象外となります。
2	添付資料(5)移転備品等数量表 No. 3	化石(木柾)3点について、それぞれのおおよその重量をご教示ください。	・移転備品等数量表にて3点と記載しましたが、木柾の耐久性が不十分な2点は分解し、コンテナに積載し、1点は木柾のまま移転となります。おおよその重量は、木柾1点 約3 t、各コンテナ合計 1～1.5 t です。
3	仕様書 1 0 (3) キ/添付資料(5)No. 2～4	彫刻(銅像)及び化石について、万が一、搬送中に損傷等が生じた場合の損害額算定の基準となる評価額は設定されておりますでしょうか。設定されている場合は、それぞれの評価額をご教示ください。	・美術品及び展示品、並びに化石について、各評価額は設定しておりませんので、補償対象から除外してかまいませんが、損傷等が生じないよう事故防止に努めていただくようお願いいたします。
4	仕様書 1 0 (3) キ 美術品及び展示品の取扱い	仕様書に記載されている「美術品及び展示品」について、移転対象は添付資料(5)No.2の彫刻(銅像)のみという認識で相違ないでしょうか。	・第二庁舎前建物内の物品等については、現地説明会にてお伝えしたとおり、不用品を除き、全て移転対象です。彫刻（銅像）のほか、絵画等がありますので、それらを含め「美術品及び展示品」としております。（絵画参考サイズ W1600、H2000 5枚、W1600、H600 25枚程度）